

豊見城市抽選型最低制限価格制度試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>(趣旨)</b>  <b>第1条</b> この要領は、豊見城市が執行する入札について、最低制限価格の予測困難性を高めることを目的として実施する抽選型最低制限価格制度に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>(最低制限基準価格の設定方法等)</b>  <b>第3条</b> 最低制限基準価格設定権者（最低制限基準価格設定権者は、豊見城市事務決裁規程別表第1に定める最低制限価格を決定する決裁権者とする。）は、対象入札ごとに<u>建設工事は、予定価格の100分の70以上、委託業務は、予定価格の100分の60～100分の80（地質調査業務は、予定価格の3分の2～100分の85）の範囲で、3種類の最低制限基準価格を設定し、これらの価格をこの要領の最低制限価格書（以下「最低制限価格書」という）に記載し、それぞれを封書にして、開札の際これらを開札場所に備えなければならない。</u></p>	<p><b>(趣旨)</b>  <b>第1条</b> この要領は、豊見城市が執行する入札について、豊見城市契約規則（昭和49年規則第11号。以下「契約規則」という。）第12条第1項の規定に基づき定める最低制限価格の予測困難性を高めることを目的として実施する抽選型最低制限価格制度に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>(最低制限基準価格の設定方法等)</b>  <b>第3条</b> 最低制限基準価格設定権者（最低制限基準価格設定権者は、豊見城市事務決裁規程別表第1に定める最低制限価格を決定する決裁権者とする。）は、対象入札ごとに契約規則第12条第1項に規定する範囲内3種類の最低制限基準価格を設定し、これらの価格をこの要領の最低制限価格書（以下「最低制限価格書」という）に記載し、それぞれを封書にして、開札の際これらを開札場所に備えなければならない。</p>